

# 京都の生協


NO. 8

- カメラルポ——悪徳商法の追放めざして
- 連続シンポジウム・生協の役割を考える  
第5回「くらしと政治」  
第6回「高齢社会と社会福祉」

発行/京都府生活協同組合連合会

May ● 1987

〒604 京都市中京区夷川通烏丸東入ル西九軒町291  
せいぎょう会館内 ☎211-8519



**食べる。** 子どもの頃のおやつといえは、  
これ。野に山に、自然のおやつ  
を求めて走りまわりました。木の実にいえば、  
春はクサイチゴ(キイチゴ) 写真Ⅱ、夏はク  
ワの実やグミ、秋ともなればヤマブドウにア  
ケビ。野草もよく食べました。道端の名もな  
い草でも、葉が甘く、よくかじったものでは  
とはいえ、「赤痢」の予防のもとに禁じられた  
木の実もあり、手にした「禁断の実」を口に  
運ぶのは、ちよつとした冒険。

いまの子どもらに、それをすすめることは  
なかなか勇気がいります。レーチエル・カ  
ソンが指摘した「沈黙の春」が、いまなお大  
地を支配しているから——。五月二十七日と  
二十八日、大阪で京都で、カーソン女史の指  
摘を再び考えるつどいがひらかれます。



随想

ありがたいこと

同志社大学消費生活協同組合理事長・同志社大学教授(中国語)

太田進

たぶん、これを読んでくださるみなさんは、ご存知であろうと思います。大学の田辺移転にともなって同大生協も昨年4月から、二拠点での営業を、しかも外部業者との競合のもとではじめています。計画づくりの段階から京都の生協すべての直接間接のご援助をいただきました。いまもそれはつづいています。感謝のほかありません。

累積赤字をかかえて再建という宿題のうえにさらにかさなった困難をのりこえて前途に光明をみながら2年目を迎えることができました。わたしのような中国語を教え中国の現代文学を研究している文字どおりの虚業の徒には、生協というまさしく実業の経営に直接役にたつことが何かできたわけではありません。ただただ文句だけはいわせてもらいながら、とにかくいまままで理事長がつとまってきたのは、わたし自身の力量ではないのです。

わたしはかねて「理念で飯はくえぬ」と思っているのですが、生協の役員、職員の方たちは、むくわれることが少いのを超人的に働かれることに、感心しています。わたしを感動させるそういう頑張りが、同大生協の危機的状況をのりこえさせているのです。そしてまた「協同組合の理念」を地でゆく連帯のはたらきが、わたしたち同大生協の再建と発展をささえていただいています。わたしは、この場所をかりて日頃の感謝の念をあらわしておきたいと思います。

もうひとつ。田辺校地で同大生協が営業をはじめるにあたっては、パートさんの募集に地元の京都生協の組合員の方がたがきてくださいました。どの店舗も少数の正規職員に多数のパートさんが働いておられます。パートさんなしには、営業がなりたたないのですが、そのパートのほとんどが京都生協の組合員の方です。わたしは、あらためてその親身なご協力とお仕事ぶりにたいしても感謝をささげたいと思います。

## CONTENTS

- ①……悪徳商法の追放めざして——訪販法改正をもとめる  
キャラバン活動
  - ④……連続シンポジウム第5回「くらしと政治」
  - ⑧……連続シンポジウム第6回「高齢社会と社会福祉」
  - ⑫……連載⑤京都の産業と経済の動き「モノづくりからサービスへ」
  - ⑭……連載⑤海外の協同組合見聞録——アメリカの生協
  - ⑯……連載④京都の小売業はどうなっている、どうなる  
「大型店の進出ラッシュの様相が」
  - ⑰……気になるこの本／ミニミニ情報①
- <裏表紙>府生協連・消団連主催の集会案内／ミニミニ情報②

# 悪徳商法の 追放めざして

## 訪販法改正をもとめる キャラバン活動

人の弱みにつけこんで法外な値段で印鑑やつば、多宝塔などを売りつける「靈感商法」など、あとをたたない悪徳商法を追放し、消費者被害をなくそうと、このほど全国訪問販売法改正推進連絡協議会の提唱のもとに、訪問販売法の改正をもとめるキャラバン活動が関西各地ですすめられた。京都では4月20日、悪徳商法をなくす京都連絡会が中心になり、訪問販売法改正にむけたキャンペーンが展開された。

この日、京都は朝から抜けるような青空が広がり、気温も26.3度にまで上昇し、ことし初めての「夏日」となった。

朝9時30分、京都市役所前。「第二の豊田商事事件をゆるすな」「悪質な訪問販売を追放しよう」との看板をつけたキャラバンカーを背に約30名があつまり「出発集会」が開かれた。

最初に、悪徳商法をなくす京都連絡会の代表幹事である立命館大教授の荒川重

## カメラ・ルポ



勝氏があいさつ。つづいて、4月15日に大阪を出発し、和歌山、奈良、滋賀と各地を経て京都にまでキャラバン活動をすすめてきた国府弁護士が今回の活動の趣旨説明をするるとともに各地での反応の大きさを報告した。このあと豊田商事被害者の代表、消費生活相談員などがあいつぎあいさつをし、この日の活動がスタートした。

10時、京都市経済局長室。水色のトレーナーのキャラバン隊のメンバーをはじめ、弁護士、消費生活相談員、豊田商事の被害者などがぎっしりとつめかけるなかで、京都市への要請がおこなわれた。

『「現物まがい商法にご用心」とだけいうのでなく、『豊田商事にだまされないように』といってくれば被害はもっとおさえられたのではないか（豊田被害者代表）』などと、悪徳商法を追放し、消費者

被害をなくすためには、訪問販売法の改正や消費者保護条例の運用強化が不可欠だとの要請に、京都市消費経済課長らが市のとりくみ状況を説明。現在は、昨年12月の市議会で京都消団連が提出していた請願が全会一致で採択されたのをうけて、消費者保護審議会でも条例の改正をふくめ検討しているとのことである。学校教育における消費者教育の必要性もおおいに強調された。

12時。キャラバンカーは立命館大学の構内へ。ここで立命館大学学友会の役員のみなさんとともに、学生生活のなかでの消費者被害の実態をふまえ、「悪徳商法にご用心」と訴えた。

午後は、京都府警、京都府への要請をおこなったあと、四条河原町で街頭宣伝。道ゆく人に「ストップ・ザ・悪徳商法」のステッカー・チラシを配布。キャラバ

ンカーのマイクを通じてもアピール。

また、堀川蛸薬師東入りの空也堂では、「中京老後を考えるつどい」が「悪徳商法にだまされないために」をテーマにひらかれた。

夜は、京都府立勤労会館を会場に「悪徳商法を追放するつどい」が開催された。この「つどい」のよびものは、「靈感商法」の被害の現場をなまなましく再現した寸劇。弁護士や消費生活相談員が迫真の演技で、悪質な手口の数かずを示した。「つどい」は、討論のうえ、消費者・市民、関係専門家がスクラムをくみ「訪問販売法などの全面改正を実現させよう」との「アピール」を採択した。

平穏なくらしの場が、いつ悪徳業者のセールス現場になってしまうかわからない。だれがいつ被害者になってもおかしくない。こんなことが許されてよいはず

がない。悪徳商法追放へ訪問販売法改正をもとめる世論が、この日のキャンペーンを機に、さらに広がっていくことが期待されている。(H)

#### 全国訪問販売法改正推進連絡協議会

……昨年10月4日、弁護士、消費生活相談員、被害者、消費者運動家などがあつまり結成された組織。代表委員は清水誠、沢井裕、幹事長は阪口春男の各氏。連絡先は大阪・三木法律事務所 (☎ 06-365-7292)

#### 悪徳商法をなくす京都連絡会……ことしの

3月7日に結成された組織。代表幹事は立命館大教授の荒川重勝氏。京都における悪徳商法をなくす運動のセンターとしての役割発揮がもためられている。連絡先は、浅岡法律事務所 (☎ 211-2774)

#### 消費者被害の相談窓口

京都市消費者センター ☎ 256-0800  
京都府消費生活科学センター ☎ 821-0210

#### 訪問販売法改正 4つのポイント

- ① 指定商品制の廃止
- ② 不当な勧誘の禁止
- ③ 消費者救済の充実
- ④ 開業規制

#### 被害にあわないためのチェックポイント

- ① セールスマンの訪問目的や身分をたしかめる
- ② いらぬときははっきり断る
- ③ 家族や友人とよく相談する
- ④ 契約書は必ず受け取り、契約内容をよくたしかめる
- ⑤ セールスマンに通帳や印鑑は渡さない
- ⑥ 全額をすぐ支払わない
- ⑦ あきらめる前に消費者センターなどへ相談を



京都市役所前の出発集会 (1P)  
立命館大学でのキャンペーン (2P)  
京都市への要請 (3P)

## ●連続シンポジウム「生協の役割を考える」

### 第5回

# くらしと政治

生協運動とのかかわりあいで考える

1986年12月8日／せいきょう会館

京都府生協連の連続シンポジウム第5回は、この数年間政治の舞台で生協規制と生協法改正ということが議論されるなか「くらしと政治」をテーマに開かれました。

生活協同組合が政治というものにどのようにかかわり、考え、活動の分野で処理するかということは大変難しいことですが、生協運動は平和を守るということを大きな基盤にし

ている関係もあって、政治に向きあうことも少なくありません。また、公正で安全な消費生活を願う消費者として、消費者被害から保護され、被害解決を求める時に政治という問題にぶつかる。地域住民としてまちづくり運動に参加するなかでも政治というものに向きあわうこともできます。それぞれの事例を通しての報告がされました。

### 報告①



## 消費者被害の救済と私たちの役割

弁護士 浅岡 美恵

弁護士の社会的使命は、弁護士法に規定されているように基本的人権の擁護と社会正義の実現にあります。

民事事件では、訴える側と訴えられる側がそれぞれの立場から主張や立証を尽くしてゆき、形成されてくる真実を裁判所がくみとり、判断します。裁判所は政治からの自由がまだ幾分か確保されているところで、その時代の道義とか理性からの考察が期待されており、これを支えるものとして、裁判官の独立という重要な制度があります。しかし、現実には裁判官も人の子であり人間の社会に住んでいますから、政治なり社会的コンセンサスの実状を肌で感じています。特に重大事件といわれる事件では裁判官も苦しい選択を迫られているわけです。又、現実の社会は法律が制定された当時の社会から日々変化しており、法律は社会の後追いの性格を免れることができません。こうしたなかで弁護士という対立する

当事者の一方の代理人の立場では、論理的な説得とともに、現代社会における正義の姿を追求し、これを裁判所にわかっていただくための、裁判所内外での努力が求められています。いわば、裁判所を通じて今日的なあるべき社会規範を形成する役割を担っているといえます。

私はここ数年、消費者問題にかかわってきましたが、業者側と一般消費者という立場は基本的には対立する構造であると感じざるをえません。消費者側というのは個々バラバラの状態にあり、情報も十分与えられていません。バラバラだからこそ被害に遭っているのですが、被害回復を求めるにも一人ずつバラバラにならざるをえず、被害者個人はもちろん、弁護士においても業者や手口の実態を把握することすら容易ではありません。一方、業者側というのは組織的で資金力もあり、専門的知識を有し、意識的で目的的な行為とし



て販売活動がおこなわれています。その技術はまさに心理学的で、実に巧妙に人の心を読みとり、これを支配することに精力が注がれています。即ち完備した名簿にもとずき事前調査を尽した上、相手方消費者の自尊心などをくすぐりながら弱点をつき、その心の中にとり入って絶対的にも相対的にも価値のないものを購入させる心理技術者なのです。この両当事者を1対1でぶつけた時には明らかに勝負がついている話です。私達は被害者を集約する努力をし、被害者の代理人として相手方業者と交渉して被害回復を図るとともに、裁判所で違法性を明らかにさせることにより、被害の予防や被害回復水準を高めることに努めてきました。しかし、前にものべたように裁判所も今日の社会全体の認識のあり場所を求めながら裁判をしているわけです。社会自体の変化が激しいときには何が正義かという価値基準を形成しきれないまま、次々と新しい現象へと変化していくため、弁護士として裁判所に現実の姿とその必然性を理解いただくこと自体が困難となっています。次々と手口をかえ、巧妙複雑化し、ふい打ち的で欺瞞的、攻撃的勧誘が執拗に行なわれている、いわゆる悪徳商法の救済においては特にこの

ことを感じます。

消費者運動のなかでも業者の行為の悪質さや被害者の心理など真の姿が必ずしも十分理解されていません。それは市民に対し必要な情報が十分伝えられていないためでもあるのですが、何が悪いのか、業者はどうしなければいけないのかという論議があまりなされていないのではないのでしょうか。そのため深刻で悪質な被害も他人事に見えたり、騙された人も不注意があったのではないかとあたりに目を奪われやすいのが現状ではないかと思えます。

営業の自由といっても、何をしてもよいということではありません。物が余って、お金が余って、人間関係が必ずしも社会的に成熟していないという今日の日本社会の中で、訪問販売等の特殊販売方法による物品やサービスの売り方、物やサービスの品質、資産形成を口実とするお金の預りなどをどう規制すべきなのかとの論議がもっと社会的に尽くされなければいけない。社会を危険に陥れる可能性のある取引方法を全面禁止しないとすれば、許されるルールづくりをしてゆく必要があります。

最近になって国や自治体レベルで、目的を隠して消費者に接近する行為や、知識・経験不足に乗じた欺瞞的勧誘、過重販売など具体的に事業者としての禁止行為を明文化しつつありますが、今日の消費者取引におけるあるべきルールでなければいけないという提案やそれを実現していこうという運動が必要です。消費者運動団体に課せられた今日的使命として、生協などでも積極的に取組んでいただきたいと思えます。

### 報告②



## まちづくり運動にかかわるなかで

建築家 蓮 仏 亨

“まちづくり”はくらしを支えるまちやいえを造ることであり、くらしの場所をつくる

うつわをつくるということです。“くらしと政治”つまり“まちづくりと政治”というこ



小塚 訪問販売問題では、被害者意識が弱いのではないかと。

浅岡 被害者意識が弱いという以前の問題で、何が被害か分からないということだと思います。それはおかしいという気持ちが大切で、おかしいという気持ちが緩んでしまっていると、それはあなたの方がおかしいのじゃないかということばかり強くなり、業者の方が

おかしいという感覚が全体に緩んでいる。これをどうしていくといいかということはず何がいいのか、業者がどうしなければいけないのかということも議論していただきたい。生活感覚としていけないことだというルール化をはかり、それをみんなの共通認識にして、それに違反した時にどういう制裁を業者に課していくかをきちっと確定させていく。今の

### ●連続シンポジウム「生協の役割を考える」

#### 第6回

## 高齢社会と社会福祉

生協としてどのようにかわれるか

1987年1月26日/せいきょう会館

昨年6月から始まった京都府生協連主催の連続シンポジウムの最終回が大雪の1月26日「高齢社会と社会福祉」をテーマにせいきょう会館で開催されました。京都市内のいくつかの地域や郡部のいくつかの行政区ですらで高齢社会そのものの地域が現実に起っているなかで、よくいわれているような高齢化社会でなく、あえて高齢社会ということテーマに掲げたシンポジウムでした。

京都市地域の高齢者老人問題の特徴的な状態について京都市社会福祉協議会福祉部長の

都鳥氏から報告があり、老人クラブで活躍中の82才ですますお元気な竹原氏は、クラブの組織が何を背景にしてできたか、またご自身の年寄りの考え方などについて話されました。京都生協の助け合い活動の中心になってられる天野氏からは助け合い活動のアウトラインと、その背景にある考え方などが報告されました。

参加者からの熱い意見交換や質問がおこわれさらに問題を深めるためのスタートとなりました。

### 報告①



## 住民のネットワークづくりを

と どり  
京都市社会福祉協議会福祉部部长 都鳥正喜

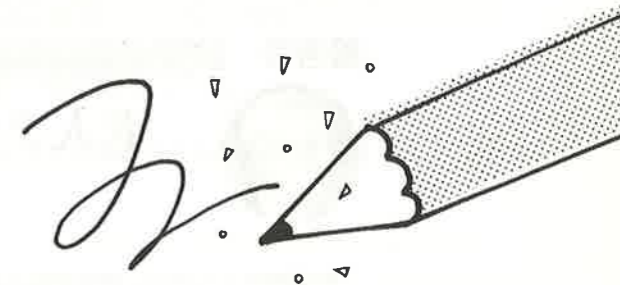
日本の今の高齢者所帯、65歳以上の全体人口に対する比は10.2%というところ。諸外国と比べて、日本の比率がとりわけ高いということではありません。それなのになぜ高齢化社会が急速に進むだとか、京都の場合は

高齢都市で全国的に数字が高く、みなさんが社会的な問題だとおっしゃるのでしょう。高齢化の国連の統計上の基準は老人人口の割合が7%を越えた時、7%から10%に達するのに要したおおむねの年数をみるわけです。フ

法律は指定商品制というのをとっているが、新しい商品が出てきても対抗できるようにする。サービスの類はいくらでも新しいものが出てくるから事前に門を狭くしてしまわなければいけない。

突然誰かが訪問してきて迷惑だと思っても黙っていなければいけない、じゃんじゃん電話がかかってうるさいと思って我慢しなけれ

ばいけないということではおかしい社会だという共通認識の上になって、そういう社会を実現するような具体的な法律や条例、そこに至るまでの運動的な力というようなものをつくってってもらいたい。



ランスは約70年、イギリス約25年、スウェーデン60年、アメリカ30年。ところが日本は15年間で10%になりました。高齢化が極めて急速に進んでいることが全体として問題にされる要点であります。

高齢化が進む基本的な問題というのは寿命が伸びたとか、若年人口や出生率が下がっているということもありますが、同時に社会のそういう世帯との構成の関係で問題点が多いということがあつたわけです。昭和50年を100とした場合、60年の単独世帯と夫婦のみの世帯が2倍近くになり、高齢世帯や独居老人というのが増えてきています。そのことがどうい問題を引き起こすかということ、どちらかが病気になると看護するのも大変だし、ましてや1人暮らしになれば自分自身の命を守ることも大変だという状態が現われてきます。

それともう一つ重要な点は、極めて急テンポで高齢化が進んだ結果、社会福祉の力が極めて立ち後れているのです。それに対して政府の対応は行政改革により、出来る限り地域で住み、それに対する援助サービスを作っていくということで、社会福祉活動、在宅福祉

の重視という方向が出てきたわけ。もう一つは公的福祉の限界ということで、有料の、あるいは民間の会社がやる福祉サービスを育成しようという二つの柱で対応しようとしてきています。

京都市は、60年の調査では65歳以上人口は11大都市中最高の11.4%を記録し、福祉力の低下によるしわ寄せは寝たきり老人、1人ぐらし老人、高齢者世帯のところでいろいろな問題が出てきています。寝たきりになったお年寄りというのは本人も大変ですが、それにもまして大変なのは介護する人たちの問題です。介護の仕方、医療費、仕事の都合、住宅の問題など、お世話をする人の条件づくりをどうするかということが大きな問題です。

行政施策には老人福祉員の訪問、家庭奉仕員の家事援助、盲人介護員派遣、日常生活用具の給付、在宅老人短期保護、入浴サービス事業があります。寝たきり老人、1人ぐらし老人問題は介護者にすべてが負わされ、介護者は日々、老人の世話で疲れ果て、それが社会的な要求なり力になってないということが施策の水準を低いまにしている原因の1つ

でもあるわけです。

社会福祉協議会は地域のなかにある福祉問題に対して、地域住民がその福祉問題解決のために活動することに援助をするというのが事業であります。特に京都では「ふれあい事業」というのを行政の援助をうけてやっております。地域の人たちが1人ぐらし老人の方々に対して、いろんな働きかけをして弱っている福祉力を地域社会がカバーしているという事業です。毎月1回程度の会食会や茶話会をやり老人なり家族に対してのネット

## 報告②



### 老人クラブの主張

京都府老人クラブ連合会会長 竹原 一雄

昭和20年8月15日、戦争終結と同時に田舎も町も荒廃、混乱、そして国民のすべては着る物、食べる物、住まいということに対して本当に困り果て、その中で一番みじめな者は老人でありました。戦後、民法が改正され年寄り是一家の戸主の座から下り、小家族制度に移っていきました。昭和30年ごろに入り高度経済成長政策がとられ急激に工業化、機械化、都市化の波が襲ってきて田舎は過疎になり、都会は過密状態になる。こういう時代がやってきて、仕事もなく、やる術もなく困ったのは年寄りでありました。

さらにもう一つよかって困ったのは医学の進歩、食糧が非常に栄養改善になり、年寄りはどんどんご馳走を食べて丈夫になって、年寄りがだんだん増えてきたのです。御馳走をよばれ、医者通いができるので、医療が無料やとかいう根っから死ななくなり、年寄りがなんぼでも増えてきた。増えた結果によりまして1人ぐらしや寝たきり、身障者の年寄りが出てきました。そういう困った老人が不平不満、やるせない気持で3人、5人、10人が集ってきました。戦争でえらい目ばかりして負けてこの後はこんなことで、何してもおもしろくないということで年寄りが集まってうだうだ話でお茶を飲んで帰る。孤独におそわれた年寄りは毎日毎日集まり、しまい

ワークづくりをしましょうということで、学習、研修レクリエーション、情報提供、仲間づくりの5つの事業があります。主に月1回集まるといことであと色々なバリエーションで地域で色々な活動をやらせてもらう事業です。京都市内200小学校区のうち、104学区で実施できるようになりました。

行政の施策をさらに強めていくとともに、地域社会の中で色々な住民なり行政のネットワークをつくっていくということが今後の課題だというふうに考えております。

に会をこしらえようということになって老人クラブができたのです。

老人クラブは政府がこしらえたものではないのです。自分たちが困りぬいてこしらえたものです。しかしさまざまな老人問題や、なげかわしい社会問題が起こり、政府の方でもじっとしていられなくなって年寄りの日というのがこしらえられました。老人自身も自分たちの幸せは自分たちでこしらえようという自覚ができてきました。

これが別々にいろいろなことをその町々でいっても仕方がないから全国組織をもとうということで、昭和36年10月全国社会福祉協議会の大会において前向きに検討されることになり、昭和37年4月に全国老人クラブ連合会というのができました。昭和38年7月には待ちに待った老人福祉法ができました。

今年度の方針として「地域の担い手としてしめそう老人の心と力を」というテーマを掲げ、健康を進める運動や友愛活動をしています。また9月20日は、一斎奉仕の日として社会奉仕による社会参加に燃えています。

昭和20年までの50年間というものは、あっちにひっかかったら戦争する、こっちにひっかかったら戦争するということで戦争ばかりしてきた。その後どうなったかという遺族としての長い悲しみ、原爆の被害者として

の苦しみ、あるいは戦争に行かなくても自分の一生をだいなしにされた方、残留日本孤児として今だに未解決の私たちの同胞。これは戦争というものがあるという悲しみや、日本の歴史をつくったのであります。この42年間は戦争がありません。これからはないように私たちは子孫に伝えなくてはならない。都会に住もうが田舎に住もうが、今の老人は長いこといろいろな経験をしてきていますから、その経験、体験をもとにして村おこし、町おこ

し運動の先駆者になるとか、仕掛け人にならなければならないと思うのです。力や体力はなくても智恵や体験によって村おこし運動の、町おこし運動の火ぶたを切るのは今の老人だと思います。私たち老人は長生きをすればするほどやっかい者にならんように、資源として生きていって日本の国を大盤石にしなきゃならんと思っているのが、願いをかけておりますのが今の老人クラブでございます。

## 報告③



### 助けあい活動の経験から

京都生協共済委員会委員長 天野 みどり

共済委員会というのは京都生協のなかで老後の問題ですが、いかに助け合って私たちが生活していくかということ、日々勉強したり具体化したりしているところです。

国の施策というのは民活化、民営化ということに切り変っていき、自分の老後は自分でということが強く打ち出されてくる。民営化になると企業が入りこみ、儲けの対象として扱われ、お金がないと老後も安心して送れないという時代がくるのではないかと思います。いま在宅ケア会社というのが次々、誕生してきています。私たちが日頃している主婦の仕事ということでも会社組織で入り込んでいるわけです。食事の支度、洗濯、掃除、入浴などですね。入浴サービスが1回なんと15,000円ということで、福祉の方でやられている入浴は2年に1回とか、3年に2回しかお世話してもらえないし、お金がなかったらお風呂にも入れないということです。こういうことを民営化にしていいのだろうかとか強く感じています。老人というのは体力も記憶力もだんだん衰えていくということはどうしようもないことで、弱い者の面倒をみるという政策こそが大事ではないかと思います。

老人を切り捨てるということがやっぱり若い世代にも反映し、老人を大切にしないという風潮が出てきているということに危惧を感じています。

自分たちができるだけのことをして安心して暮らせるようにと一歩踏み出しているのが、生協の「くらしの助け合い」という活動です。これは決して寝たきりとか、1人ぐらしの老人の方を介護するという組織ではありません。家事援助活動ということで、掃除や肉体的に労働のきつようなことができないとか買い物に行けない人のお手伝いとするという助け合い活動です。他人のお家に入ってお世話をするというのでは非常に難しいことで、援助してられる会員さんにご苦労もあって大変なんです、いい人生の勉強になるといって頑張ってください。これは会員制ということで援助する方も、される方も会費を払って入会します。会費は保険をかけたたりする費用などに使いながら、生協から独立した会として運営されています。生協の下鴨組合員センターに事務所を置いて連絡を受けています。

京都生協の能勢初代理事長が「たのもしき隣人たらん」ということで呼びかけられ、発足当時の助け合いの精神を20周年の事業の中で受け継ぎました。2年間ほど研究し京都らしい方法で昨年の10月14日に発足しました。いま洛北の地域で試験的にやっていますがうまくいけば、京都生協全体に広げていきたいと考えています。

連載5 京都の産業と経済の動き

モノづくりからサービスへ

貿易不均衡問題を中心に急速に激化しつつある国際的経済摩擦の解決をはかるため過日の日米首脳会談で、日本は「国際協調型経済構造への改革」の決意を示し実効性ある内需拡大策の実行と、官民一体となって輸入拡大をすすめる方針を明らかにした。こうした施策は「国際協調のための経済構造調整研究会報告—いわゆる前川レポート」にもとづくものとされている。

国内では、この経済構造調整路線が推進されるなかで、炭鉱や造船所・製鉄所などが次々と閉鎖され中小企業でも倒産や転廃業が相次ぎ、暮らしにとって不可欠の条件である雇用（就労）面での不安が広がっている。

これらの第2次産業から溢れ出た失業者は、サービス経済化の進展のなかで、第3次産業に吸収されてゆくという見通しが大勢となりつつあり、経済企画庁の予測では、第3次産業に属するサービス業の就業者数は、2000年には全産業就業者の約52%、3283万人に達するという。昨年、5年ぶりに事業所統計調査が実施され、このほど調査結果が発表されたので、製造業事業所の推移にも若干ふれながら、他都市に比してサービス業のウエイトの高い京都の特性から、サービス業の動向をとりあげてみたい。

サービス業の比が増大

事業所統計調査は、昭和22年を第1回として56年まで3年毎に実施されてきたが、今回は5年ぶりに61年7月1日現在で第14回目として調査された。製造業、卸小売業、農林漁業など統計資料の整備された産業に比し内容が多種多様にわたるにもかかわらず、相対的に統計の不備なサービス業の動向をうかがう数少ない調査である。

56年調査と対比した調査結果の概要は、表1のとおりで、製造業の減少とサービス産業（第3次産業）、とりわけサービス業、不動産業の激増を明瞭に示し経済構造の変化を浮き彫りにしたような調査結果である。特に一昨秋来の急激な円高に伴う円高不況突入後はじめての全国の事業所を

対象とした国勢調査なみの調査だけに、円高不況の影響が一定反映したものとして興味深い。

表1 56・61年対比産業別事業所数・従業者数 京都府統計課

産業別	事業所数			従業者数		
	56年	61年	増減	56年	61年	増減
総計	163,074	165,748	2,674	1,089,606	1,130,933	41,327
第2次産業	46,533	45,100	△1,433	372,281	370,402	△1,879
鉱業	58	59	1	942	768	△174
建設業	10,189	10,855	666	69,430	71,676	2,246
製造業	36,286	34,186	△2,100	301,909	297,958	△3,951
第3次産業	116,541	120,648	4,107	717,325	760,531	43,206
電気・ガス・水道業	190	174	△16	5,971	5,227	△744
運輸・通信業	3,237	3,333	96	69,945	65,931	△4,014
卸小売業・飲食店	71,891	71,611	△280	351,791	360,975	9,184
金融・保険業	1,757	1,916	159	36,808	36,542	△266
不動産業	6,004	7,124	1,120	13,962	17,457	3,495
サービス業	33,462	36,490	3,028	238,848	274,399	35,551

注) 農林漁業、公務を除く

まず調査対象全数で近年の推移をみると、事業所数の対前回増加率は過去14回の調査を通じて最低の1.6%（年率0.3%）と低落し、従業者数も第1次オイルショック直後の50年調査（3.6%）に次ぐ低率の3.7%（年率0.7%）の増加にとどまり、昭和47年調査をピークとして増加数、増加率ともに低下傾向にあり伸び悩んでいる。

表2 対前回増加率比較

	事業所数	従業者数
全国	3.4%	5.5%
京都府	1.6%	3.7%

表3 産業別事業所数 従業者数 (構成比)

業種区分	事業所数	従業者数
卸小売業・飲食店	43.2%	31.9%
サービス業	22.0%	24.3%
製造業	20.6%	26.4%
上位3業種計	85.8%	82.6%
その他	14.2%	17.4%

また京都経済の地盤沈下を示すかのごとく、表2にみると対前回増加率が、全国に比べかなり低いことが憂慮される。ついで表1につき産業別に増加率をみると、事業所、従業者とも第2次産業ではそれぞれ3.1%、0.5%の減少となり、製造業での減少、建設業の減少が顕著である。第3次産業では、不動産業、サービス業が激増して経済のサービス化を明示し、サービス業の増加率は、事業所で9.1%、従業者で14.9%と総数での増加率を著しく上廻っている。今回の調査で事業所数では、サービス業が製造業を抜いて第2位に上り、従業者数でも製造業に迫っており、逆転も近いと思われる。なお、全体で

9業種の3業種で、事業所総数の85%前後を占めている。

京都のサービス業の特徴

サービス業の業種業態は、最近のニューサービス業もふくめて多種多様でかつ変化のテンポも速く、分野も企業数も拡大しつつあるため詳述することはさけるが、大別すれば家庭向け（対個人）とビジネス向け（対事業所）に2分される。対個人サービスは教育、医療、洗濯理美容浴場、旅館など在来型の業種が主流となり、対事業所サービスでは、近年の経済環境の変化に対応した情報通信関係・人材派遣・金融関連（ベンチャーキャピタル・債権買取りなど）・業務高度化合理化関係（設備リース、試作、デザイン、ビルメンテナンス、警備保障など）といった比較的新しい業種が多く、今後の高成長が予測されている。

京都府下でも事業所の2/3が集中し文化観光都市と位置づけされる京都市について、他の大都市のサービス業と比較すると、教育、医療、観光関連業の従業者数の比重が極めて高く、京都の地域経済の将来を考えるにあたっての重要なインパクトであることが判る。反面、対事業所サービスでの従業者数の比重は相対的に低く、京都市の製造業、卸小売業の小規模性、伝統性の強さを反映したものと見られ、今後の地域経済のリニューアルをはかる上で大きな課題となろう。円高不況の進行と雇用不安が広がるなかで、将来の雇用の場を確保、拡大する受皿として重視せざるを得ないサービス業の発展を期するにあたって、古都税問題の早期解決と大学をはじめ教育施設の流出防止、さらには誘致は正に不可欠の急務である。

ニューサービス業あれこれ

経済構造、消費行動の変革の時代にあって今後、経済のソフト化、サービス化は一層進展すると予測されその中で次々と新しいサービスの分野が開拓されるであろうが、サービスは商品と異なり提供と同時に消費されるという基本的に内需型の産業であり、国際協調の条件にも合い今後とも高めの成長が期待される。通産省も新たに「ニュービジネス育成委員会」を設置して有効な施策を展開しようとしている。

最近に企業化され、今後の成長が予想されるニューサービス業を事業所向け中心に紹介すること

としよう

- ① アウト・プレースメント業……まことに日本的、今日的な事業で、一言でいえば“肩たたき代行業”である。中高年社員の退職を求める企業と契約し対象社員に働きかけて円滑に他社へ転出させるようコンサルティングしてゆくもの
- ② E O S 代行サービス業……小売店舗と自社のコンピューターをオンライン化し、発注データを即処理して問屋、メーカーなど仕入先に流す自動補充発注システムの代行をするもの
- ③ 「遠隔地出張所」代行業……地方自治体の東京事務所設置はつとに知られているが、その企業版、国際版ともいえるもので、会員をつのって東京又は海外主要都市での市場調査、ファッション情報収集、販売促進活動など会員企業の出張所的機能を代行するもの
- ④ 運転代行業……京都では企業化されていないが、飲酒等によって運転できない人に代って事業所（自宅）まで運転を代行するもので、タクシー業界と競合するとしてトラブっている地域もある。

その他、人材派遣業、バンケット・プロデュース業、データベース検索代行業、電話秘書代行業、納品代行業、名簿作成、販売、新製品試作代行など続々と新商法が誕生しつつある。

対個人サービス業でも、惣菜宅配業、貸レコード（ビデオ）業、カルチャ・ヘルシイ教室、ペットサービス、リネンサプライ、高級衣装レンタル、チケットサービスなど我々の生活の周辺に定着しつつある。高齢者社会の到来を間近に、託児所ではなく託老所が開設されたのは一寸わびしい気もするが、これも新しいニーズということになるのであろうか。

家計消費支出のサービス化がすすむなかで、大型店は、経営戦略の一環としてこれらの対個人ニューサービス業務の取扱いを拡張しつつあるが、地域の商店街も何等かの対応を考えないと競争力を一層弱めることになる。これまで行政施策の谷間にあったサービス業は、正に時代の脚光浴びようしつつある。

(杉山 繁・地域経済研究会)

2月25日から3月7日まで、日本生協連主催の「アメリカ流通セミナー」の一員として京都生協から私を含めて8名が参加しました。サンフランシスコ、ロスアンゼルスを中心にしてアメリカのスーパーマーケットの実情をみてまわりました。

ここでは、このセミナーの中でパークレイ生協を訪問する機会がありましたので、その時の印象について紹介します。

アメリカでは、生協運動はまだ全国津々浦々に発展しているわけではなく、きわめて局地的なものです。カリフォルニアのベイエリア（サンフランシスコ湾、サンバプロ湾岸地区）には早くから生協運動が根づき、パークレイ、パロアルトの2大生協が活躍しています。

#### 〈組織〉

パークレイ生協は9万人以上の組合員世帯が所有し、運営されている生協です。

ここでは協同組合原則にもとづいて、1人1票制で選出された理事会と店舗運営委員会（Center councils）によって運営されています。

この店舗運営委員会の活動内容は次のようなものです。

- ① 店舗運営委員会の選挙は、半年毎の総会に合わせて春におこなわれています。
- ② 組合員（職員も含む）はすべて店舗運営委員会の委員になる資格があり、1任期3年またはそれ以下となっています。
- ③ 組合員は選挙に立候補する資格があります。ただし1任期1つの店舗運営委員会のみ。
- ④ コープニュースに発表する立候補の挨拶は350語までとし、候補者と編集者との相互の同意により変更される場合のほかは、候補者の原文のまま印刷するとしています。
- ⑤ 店舗運営委員会は、それぞれの選択により、地域商業会議所に加入できる。ただし会費は当該店の負担とするとしています。
- ⑥ 店舗運営委員会は、通常毎火曜日に開催。
- ⑦ 店舗運営委員会は、新組合員への説明会

## 連載5 海外の協同組合

### 見聞録

# アメリカの生協 原則運営を追求する組織と運営



を計画しなければならない。これは少なくとも四半期ごとにおこなうことが望ましいとされています。

#### 〈財務〉

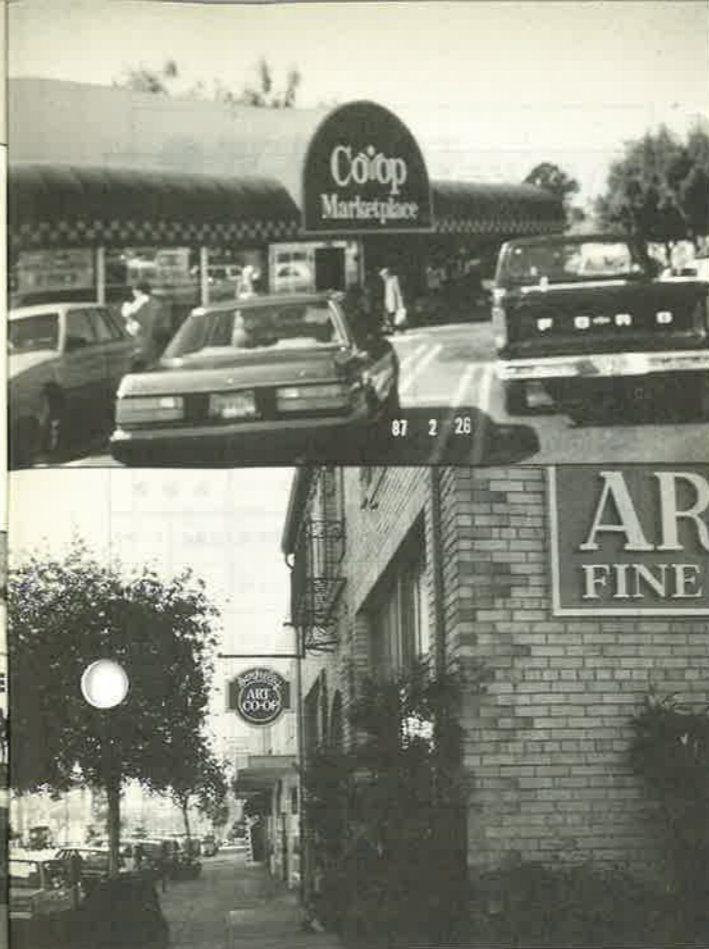
年次予算作成過程には、必要資金計画が含まれ、予算承認が含まれる。この承認により次年度資金投下の基本方針が与えられます。

年次予算に組み込まれていないがぜひ必要なプロジェクトまたは項目について、執行部（マネージメント）は追加予算を提出しなければならないことになっています。

#### 〈運営〉

理事会の方針にもとづく政策の実行機関の1つとしてマーチャングライジング委員会（MD委員会）が特徴的です。

MD委員会は、マーチャングライザーとホームエコノミストで構成され、パークレイ生協の商品政策に基づいて供促プログラム、商品の検討が毎週おこなわれることになっています。



マーチャングライザーは現在、①グロスリリー ②食肉 ③青果 ④非食品 ⑤リカーにそれぞれ1名ずつ計5名が配置されており店舗で販売するすべての商品についてコントロールの責任を持っています。その業務内容は、①各部門における価格、広告宣伝、レイアウトの指導をおこなう。②各部門において予算への責任を持っている。③商品動向報告及び利益動向報告を毎週おこなうとなっています。

商品は、毎週競争店の価格調査がおこなわれ、あらゆる商品は並べられる前にマーチャングライザーによるオーソライズがおこなわれる。

ホームエコノミストは、かつてケネディの消費者宣言に対応して脚光を浴び、日本でもメーカーや銀行、百貨店等企業内でのヒーブが数年来活動をはじめており注目されていますが、パークレイ生協では最も消費者と密着したところで活動しています。組合員の要望に基づく組織運営をおこなっているということに大きな特徴があります。

ホームエコノミスト＝品質管理スーパーバイザーは、商品の品質管理及び商品について

の意見の集約を任務とし、毎週ひらかれるMD委員会への出席のほか、現在隔週で店舗に立ち組合員の意見、要望を聞いています。そのほかコープニュースを通じて家事や家計への提案、販促商品を使った献立の提案など、消費者である組合員と密着した幅広い活動をすすめています。

#### 〈資金〉

パークレイ生協においては、投票権を伴う出資金は5万ドルであり、その金額は低くおさえられています。しかしながらこれでは必要とされる資金の中で組合員の出資金の割合は十分であるとはいえません。そこで現在では、1人あたりの出資金額は100ドルになっています。このことは、この出資金の額に達するまで組合員は利用高割戻しを現金で引き出せないということを意味しています。

カリフォルニア生協法によれば、出資に対する配当は最高5%と制限されています。パークレイ生協では、計算を簡単にするために政策上組合員の出資に対する配当は少なくとも50ドル、率は4%というふうに決めています。しかしこれは、定款によってさらに期末における純剰余の25%をこえないということも同時に決められています。

以上、パークレイ生協の運営の特徴をいくつか記しましたが、今回の「アメリカ流通セミナー」の中では、他のセークウェイ、ラルフス等の大手のスーパーマーケットとの競合の中に置かれてあえいでいる姿の方が印象的でした。この競合の中で資本に対して資本で対抗していくことはアメリカといえども生協としてとる道ではなく、「あくまでも消費者の自立的組織として、COOP商品を中心とした商品政策とボランティアを含む組織活動の強化により、他の大手スーパーにない独自性を前面に押し出していかなければ未来への発展はない」とアメリカの生協のリーダーも考えていることがうかがい知ることができました。

（児島文信 京都生協経理部次長）

### 連載4 京都の小売業はどうなっている、どうなる

## 大型店の進出ラッシュの様相が

#### 大型店の進出と規制の流れ

日本経済の高度成長の末期——昭和40年代後半から、大量生産・大量販売の流れの中で、百貨店・スーパーマーケットなど大型店は、全国各地で激しい出店競争を展開し、地元商店街とのトラブルが頻発しました。昭和48年10月に大店法（大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律）が公布され、通産省ではこれらのトラブルの調整に乗り出しました。さらに低成長が定着した昭和57年には中小小売商団体の運動に押されて、大型店出店規制強化措置を打ち出しました。京都市議会でも大型店進出凍結宣言が議決され出店規制に一定の影響を与えました。（昭56.3～61.3満了）

昭和59年に入りますと、このような規制の流れに微妙な変化が現われ、個人消費不振、商圏の変化による旧繁華街の地盤沈下などに対応するため、大型店との共存の途が模索されるようになり、通産省も、産業政策局長通達で、新しい街作りの名の下に、大型店・中小小売店の共存共栄も必要と軌道を修正しました。最近では、地域開発というと、その核に必ずといってよいほど大型店が配置されるようになりました。京都府下でも同様の状況で、凍結宣言終結後の京都市内ターミナル、市外新興住宅地域に大型店の進出ラッシュを迎えようとしています。

#### 大型店とは……業績は伸び悩み

大店法に規定される大規模小売店舗は第1種（売場面積1500㎡以上、ただし京都市内は3000㎡以上）第2種（売場面積500㎡起1500㎡未満、ただし京都市内は3000㎡未満）と売場面積によって区分され、業態別にみると百貨店型・スーパー型・専門店型・寄合百貨店型などさまざまなタイプがあります。

ながびく消費不況のなかで、大型店も苦戦を強いられており、最近5年間の販売額の推移は表の

大型小売店(第1種)販売額の推移 通産省調：京都府分

	全 店		うち百貨店		うち大型スーパー		店 舗 数	
	総 額	対前年比	販売額	前年比	販売額	前年比	百貨店	スーパー
57	3,620	0.47%	2,217	3.26	1,403	△3.64	7	34
58	3,721	2.79	2,253	1.62	1,468	4.63	7	35
59	3,911	5.11	2,329	3.37	1,582	7.76	7	36
60	3,986	1.92	2,349	0.86	1,637	3.48	7	36
61	4,121	3.39	2,428	3.36	1,693	3.42	7	36

単位億円 百貨店は京都市内7店舗

とおりです。57/60年対比で、全体が10.1%の伸び、百貨店では6.0%、スーパーで16.7%の増加率で、府下全小売店の6.4%に比べると百貨店の劣勢が目立ちます。特に、第1種大規模小売店舗について、57～60年の間の店舗数及び既設店における売場面積の増加を条件に入れて、売場面積あたり販売額の57/60年対比でみると、この間の増加率は3.64%に過ぎず、経営戦略の転換を迫られている大型店の実勢が明らかになります。

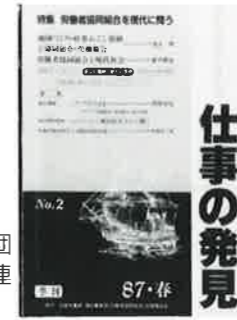
#### 大型店の今後の動向

大型店では、このような状況を打開するため、近年、不採算店の整理と好立地条件地への進出、専門店の取り込みによる量販店から質販店への転換など市場戦略を展開すると共に、生活時間帯の変化への対応もかね、営業時間の夜間延長が進みつつあり、大阪市内での62年4月からの午後7時閉店はやがて京都にも波及すると思われます。

さらに注目すべき点は、家計消費に占める物品購入費の割合漸減——サービス費の増加を狙い、文化・サービス部門を強化しだしたことで、ツカシンに代表される新しいタイプの店舗、旅行・映画チケットなどサービス部門で売上を5割も伸ばした西友の例など、文化を売物にする時代がやってきたようです。

(貝原収・地域経済研究会)

## ● 気になるこの本 『仕事の発見』



中高年雇用・福祉事業団 (労働者協同組合) 全国連合会・発行

「労働運動の到達点の上に立って働く人々が自らの生活と権利を守るため必然的にいきついた労働者協同組合運動、それは、いまようやく日本の各地に力強い産声を上げつつある。現代の労働者協同組合運動は、労働者の今日の危機的状態を脱却すべく、労働運動のこれまでの長い歴史の中から、かつてなされた労働者による協同組合運動の再発見がされたものであり、同時にそれは、現代の資本主義社会にはない、働くことの喜びと新し

い仕事のあり方を発見するものとなった。それゆえ、日本における労働者協同組合運動の初めての情報誌を、『仕事の発見』と名づけたい」

中高年雇用・福祉事業団 (労働者協同組合) 全国連合会が編集・発行し、昨年秋に創刊された同誌 (年4回刊) の創刊にあたっての辞は以上のように述べている。

創刊号に寄せた中西五洲氏 (同連合会理事長) の巻頭論文 (「人類の危機と労働者協同組合運動」) は、事業団運動の出発点に、人類存亡の5つの危機 (核戦争、政治と経済、人間性、環境破壊、資源の5つの危機) があることを明らかにし、こうした課題に労働運動が十分に答えきいていないとの認識を示している。そしてまた、同氏の出身母体である全日自労が、失対事業打ち切りがすすむなかで、これに代わる雇用・失業運動の一つとして、事業団運動にとりくんだ歴史的経過と意味を明らかにしている。

急激な“産業空洞化”の進行、失業増大、高齢者の就労要求拡大といった変化のなかで、働く人びと自身による、働く場の創造をめざす労働者協同組合運動の実践と理論を知ることのできる絶好の情報誌となっている。

井上吉郎 (京都府生協連専務理事)

### 三三三三情報——①

## 悪税の証明——逆累進性の実態

税金の中でも間接税は収入の多少にかかわらず、ほぼ同じような金額を払っていることが、85年の「税金しらべ」で明らかになっています。直間比率の見直しが問題になっている今、もう一度、間接税の逆累進性の実態をおさらいしてみます。

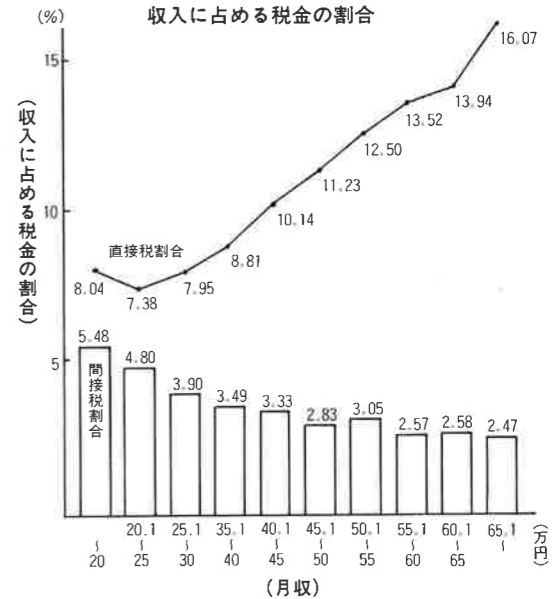
間接税は、月平均で12,800円も支払っており、50才代では14,200円と最高で、直接税と合わせると84,500円の税負担で、社会保障費、さらに住宅ローン、教育費の支出の重さと合わせて「くらしの重圧」の大変な世代といえます。

収入別負担は、最低9,700円 (20万円以下)、最高16,200円 (51万～55万) で、半数以上が11,000円～12,000円です。表でみるように収入の低い層での負担率は高く、収入の多い人ほど負担は軽くなっています。このように間接税が逆累進性であるということははっきりと証明されています。

## 家計から

弱い立場の人からも税金をとるといって大型間接税は最悪の税だといえます。

高柳久子 (京都生協家計活動委員会)



## 集会等ごあんない

### レーチェル・カーソン女史生誕80年記念 京都集会 一農業・環境問題とわたしたち一

- と き：5月28日(休) 13:00~16:00  
○ところ：府立勤労会館第1会議室(烏丸九太町)  
○内 容：あいさつ ジェイ・フェルドマン氏  
(レーチェル・カーソン協会理事)  
・記念講演 野村 かつ子 氏  
(海外市民活動情報センター)  
『沈黙の春』の警告はいきている  
—今日の農業・環境問題をどう考えるか—  
・報告と意見発表  
○主 催：レーチェル・カーソン女史生誕80年  
記念京都集会実行委員会  
(211-9513・消団連気付)

### 87年せいきよう反核・平和学習のつどい

- と き・ところ  
・6月19日(金) 19:00~21:00  
商工会議所ホール(烏丸夷川)  
・6月20日(土) 10:00~12:00  
アバンティホール(京都駅八条口)  
○内 容：記念講演 安齋 育郎氏  
(立命館大学教授)  
「人類は核兵器と共存できない」  
・う た  
・意見発表(平和行進通し行進者)  
○主 催：せいきよう平和運動連絡会  
(211-8519:府生協連気付)

## ミニミニ情報 ②

## 学園で

### 大学生の食生活——親ばなれは朝食ばなれ

大学のキャンパスも6月ごろまでは、初々しい新生はすぐわかる。が、夏休みをすぎると1回生だか2回生だかわからなくなる。食生活の実態調査をはじめて13年目になるが、食生活のリズムが乱れるのがこの夏休み明けからである。がぜん「朝めし抜き」が多くなる。1人ぐらしの学生(1回生)の朝食は、春の調査では7割強が摂っているのに、秋になると5割にダウンしてしまう。まさに、「親ばなれは朝食ばなれ」だ。

朝めし抜きとともに特徴的なのは、夜型の生活リズム。午前0時までには床につく学生は2割弱。約半数の学生は午前1時以後である。朝めし抜きの理由が、「時間がない」「寝ている」「食欲がない」というのもなずける。

もう一つ、朝めし抜きの理由で多いのが「めんどくさい」。大学入試前は、目覚めれば親の

準備した朝ごはんが待っていたのに、一人ぐらしではすべて自分でやらなければ、だれも準備してくれない。生活技術のなさも手伝い「めんどくさい」なるわけだ。

「朝めし抜き」の改善は、生活リズムの切りかえと生活技術を身につけることが課題のようだ。

ここ4~5年ぐらい前から気になる事は、「大学入学前から朝めし抜き」が目立つことである。少しずつではあるが年々増えている(昨年は13%)。塾に行くため夕食がずれこんだり、夜遅くまで勉強していて朝ぎりぎりまで寝ているなどで、中学・高校生時代から朝めし抜き。「小学生の時から家中朝めし抜き」の学生もいてビックリする。大学生だけでなく家庭でも朝食の軽視があるようだ。

友 藤 弘 子 (京大生協管理栄養士)